

令和7年度 別府支援学校いじめ防止基本方針

目次

- 1 いじめ防止に関する基本的な考え方
- 2 いじめとは(いじめの定義)
- 3 いじめ防止のための指導體制及び組織的対応
 - (1)基本方針
 - (2)日常の指導體制の見直し及び防止のため手立て
 - (3)いじめ防止の組織体制
- 4 各レベルでの具体的な取組
 - (1)日頃からの心構え
 - (2)いじめに気付いたら
 - (3)いじめ早期発見のため手立て
 - (4)早期発見のためのチェックリスト
- 5 重大事態への対応
 - (1)重大事態の意義
 - (2)重大事態に該当するか否かの判断
 - (3)情報の収集等及び設置者(特別支援教育課等)への報告

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長と人格形成へ重大な影響を与え、児童生徒の一生を左右する危険性をはらんでいる。また、生命や財産に重大な危険が及ぶおそれがあることを強く認識する必要がある。

児童生徒に対しては年度初めに「いじめは、まちがっている、人として許されないことである」「困ったことがあったら信頼できる大人に相談する」というメッセージとともに、いじめ問題には毅然とした態度で対応することを伝える。

いじめを未然に防止するために以下の教育活動に取り組む。

- 児童生徒一人ひとりが相互に信頼関係を築ける学級集団づくり
- 生徒指導の3機能(自己決定、自己存在感、共感的人間関係)を意識した授業づくり
- 互いに認め合う学校風土をつくるための教員集団の組織的な取組

学校全体で組織としていじめ問題に対応するため、「いじめ防止対策推進法」及び「大分県いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは(いじめの定義)

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

《文部科学省ホームページより》

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

《いじめ防止対策推進法より》

3 いじめ防止のための指導体制及び組織的対応

(1) 基本方針

① 特定の教員で抱え込まない仕組みづくり

いじめの判断は組織的に行うことが必要。教職員は些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。

② 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等の実施

(2) 日常の指導体制の見直し及び防止のため手立て

① 学習指導の充実

- ・学習内容がわかり、意欲的に取り組むことなどで達成感が得られる授業
- ・児童生徒一人ひとりが相互に信頼関係を築け、自己充実感を得られる授業

② 特別活動、道徳教育、人権教育等の充実

- ・児童生徒が集団の一員としての自覚をもてる学年、学級経営の推進
- ・ボランティア活動の充実
- ・年間指導計画に基づいた道徳教育、人権教育の実践
- ・情報モラル教育の実践

③ 児童生徒・保護者と教員集団の相互の信頼関係の構築

- ・学校生活全体をととした児童生徒と教職員の相互の信頼関係の構築
- ・日常的な保護者との連携強化
- ・教職員間の児童生徒に関する情報共有

④ 研修及び体制の整備

- ・早期発見、早期解決のため、初動時の支援、指導体制の強化
- ・発達の特徴を考慮した支援、指導
- ・SNSを媒介としたいじめへの対応についての研修
- ・専門機関との連携（大分県生徒指導支援チーム等）
- ・相談機関の周知（24時間子供SOSダイヤル等）

(3)いじめ防止の組織体制

【いじめ不登校等対策委員会】

・構成員

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学部主事、養護教諭、関係教職員及び教育相談コーディネーター(責任者)

・業務内容

<通常時>

年間指導計画の作成

校内研修会の企画・立案

各種調査実施及び報告等

スクリーニングシートを使って、情報を組織的に共有する。

(情報を共有することで、早期対応・資源の活用・他事例への応用などのメリットを生む。)

いじめアンケートの報告

学校いじめ防止基本方針の策定・見直し

<事案発生時>

いじめが疑われる事案の事実確認、支援・指導内容の検討

配慮を必要とする児童生徒への支援の検討

県教育委員会への報告等

4 各レベルでの具体的な取組

(1)日頃からの心構え

・子どもたちとの信頼関係をしっかりと築き、カウンセリングマインドを持って接するとともに、子どもが発するサインを見逃さないようにする。

(2)いじめに気付いたら

・サインに気づいたら直ちに、学部主事や学年主任に報告し、チームとして対応する。

・被害者である子どもたちや保護者の気持ちに十分配慮しながら、早急に多方向から情報を収集し、いじめの実態を明らかにする。

・いじめられている子どもを守ることが第一である。気持ちをしっかり聴き、つらさや悔しさを十分に受けとめる。

・いじめられている子どもが、学級の中で安心して過ごせるように配慮したり、登下校の安全に配慮したりする。

・必要があれば関係機関とも連携し、心のケアを十分に行う。

・学校としての対応について、全教職員で共通理解する。

・いじめている子どもや学級全体に対しては、いじめ行為は、人として許されないことであるというメッセージを真剣に伝え、毅然とした態度で対応する。

・いじめている子どもには、その子自身がストレスを抱えていることも多いので、指導と同時に自分自身の課題に向き合い、解決する方法を一緒に考える。

・保護者全体や地域住民に対して、学校はいじめ問題にしっかりと取り組んでいく姿勢を示していく。

(3)いじめ早期発見のための手立て

- ・いじめのきっかけはどこにもある些細なトラブルであることが多く、そのきっかけを完全になくすことは難しい。
- ・どこでも、誰にでも起こる可能性があるという認識を持つ。
- ・いじめられているとき、子どもの心は抑圧され、体や行動などに何らかのサインが現れる。
- ・身近な大人が子どものわずかなサインに気がつき、その背後に何かあるのかをていねいに見ていくことが重要である。
- ・本校の児童生徒は小学校、中学校時代にいじめられた経験がある児童生徒も多く、そのトラウマを抱えて生活している。そのため、早期発見の手立てとして、実態に応じた観察、情報収集、アンケート調査、個別面談などを行う。

(4)早期発見のためのチェックリスト

◇学校

- 休み時間や給食の時などに一人でいたり今までと違ったグループに入っていたりする。
- 無口になり、表情がさえない。
- 原因の分からない傷や打撲のあとがある。
- 服、持ち物などが不自然に汚れている。ノート・教科書に落書きがある。
- 忘れ物が多い。(とられたり隠されたりしているが、そのことを言えない)
- はっきりしない理由で欠席、遅刻、早退をする。
- 教師に何か言いたそうに職員室や保健室のあたりをうろうろしたりすることが多い。
- クラス委員や係、当番などをさせられている。
- 授業中に発言したときなど、周囲がひやかしたり、冷たく反応したりする。
- 罰ゲーム、プロレスごっこと称して、何かをさせられたり技をかけられたりしている。

◇家庭

- 頭痛、腹痛等を訴え、学校に行きたがらない。(特に曜日は決まっていない)
- 元気がなかったり、イライラしたりすることが多く、投げやりな様子がある。
- チック、睡眠の異常(うなされる、寝付けられないなど)こだわり行動が始まる。
- 原因のわからない傷や打撲のあとがある。
- 服などが不自然に汚れていたり、破れたりしている。
- 学校や友達の話急にしなくなった。
- 何かに悩んで困っているようなのに、理由を言わない。
- 小さい子どもや小動物などに対し、攻撃的、暴力的な行動をとる。
- 持ち物を頻繁になくしてくる。
- お金を頻繁にねだる。家のお金がなくなる。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の意義

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態

(2) 重大事態に該当するか否かの判断

学校の設置者または学校が、重大事態の発生時を基準にして行う。

(3) 情報の収集等及び設置者(特別支援教育課等)への報告

設置者(特別支援教育課)の指導・支援をもとに、以下のような対応に当たる。

- ① 学校の下に重大事態の調査組織を設置
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を学校の設置者に報告する

< 報告内容 >

学校名、対象児童生徒の氏名・学年・性別等、重大被害の具体的内容、報告の時点における対象児童生徒の状況、重大事態に該当すると判断した根拠、

- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を定める。